

	例	支給額の計算	支給金額
例1	松戸市立中学校1年生で、4月1日から5月30日まで学校を欠席、給食を停止しており、6月1日から給食を再開することになった。 対象者は、年齢順に上から数えて第1子目となる。	4月・5月の2か月が支給対象月となり、 <u>850円×2か月</u>	1,700円
例2	松戸市立中学校2年生で、4月1日から6月5日まで学校を欠席、給食を停止しており、6月6日から再開した。 対象者は、年齢順に上から数えて第4子目となる。	支給対象月は、月すべての給食を停止していることが条件となるため、4月・5月の2か月が支給対象月となり、 <u>5,800円×2か月</u>	11,600円
例3	松戸市立中学校1年生で、4月1日から学校を欠席していたが、給食を停止しなかった。	停止届等により給食を停止することが条件です。 給食を停止せず発注している場合は、食材料が発生しますが、給食費支援の対象となります。	0円
例4	松戸市立中学校1年生で、4月15日から5月25日まで学校を欠席し、給食を停止した。	月単位で算定しており、4月・5月ともにひと月すべて欠席及び給食を停止していないため、支給対象外となります。	0円